

決議案第1号 地方行財政の充実強化に関する決議（案）

令和3年4月30日提出

東海市長会

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にある。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、地方の行財政基盤を充実することが不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

さらに、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、都市自治体においては、市民生活及び経済活動に甚大な被害が生じており、引き続き極めて厳しい財政状況となることが見込まれる。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が5対5となるよう見直すこと。

4. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意

見を十分に反映すること。

5. 都市自治体が行財政改革で生み出した財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。
6. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、更には東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。
7. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
8. 医療・介護等の社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含む社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税等の地方一般財源総額を確保すること。
9. 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。

なお、平成30年度税制改正において創設され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によって対象を拡大するとともに適用期限が延長された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、期限を厳守すること。

10. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
11. ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。
12. 地方創生の実現に向け、都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。
13. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。また、新型コロナウイルス感染症の長期化で、利用者の低迷により大きな影響を受けている地域公共交通の維持・確保及び充実のため、さらなる地方への財政支援を行うこと。
14. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助基準額を都市自治体の所要額と同額にするなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。
15. 学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業を

はじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

- 1 6．公共施設等の集約化・複合化、転用、廃止等を着実かつ計画的に進めるため、令和4年度以降も公共施設等適正管理推進事業債の期間の延長及び対象要件を緩和し、交付税措置を拡充すること。
- 1 7．浸水対策をはじめ、地震対策など下水道事業における国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。
- 1 8．公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から50年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。
- 1 9．マイナンバーカードの普及に向け、国が率先してマイナンバーカードの利用価値を高め、具体的な普及対策を講じるとともに、マイナンバー制度の今後の方向性を具体的に示したうえで、全省庁をあげて整合性のある取組を行うこと。
- 2 0．増加が見込まれる外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。
- 2 1．外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策の推進、国と都市自治体の役割と責任を明確にするための制度設計、加えて法務省の総合調整機能の下、実効性のある省庁横断的な多文化共生政策を強力に推進すること。
- 2 2．増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒について、安心して学校に通うことのできる環境づくりを行う都市自治体の事業に対し、人的・財政的措置を講じること。
- 2 3．日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。
- 2 4．これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置の拡充などの支援措置を国の責任において講じること。
- 2 5．国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

- 2 6．国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引

上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

27. 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を国の責任において創設すること。
28. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げるなど、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。
29. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
30. C S Fの感染経路や発生原因を早期に解明し、有効な感染防止対策を構築するとともに、C S Fの発生により被害を受けた養豚農家の経営再建のための支援強化を図ること。
31. 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が引き続き感染症に係る情報の住民等への提供、まん延防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置として行う各種対策に要する費用について、十分な財政措置を機動的に行うこと。
特に、ワクチン接種に係る費用については、関連経費を含めて都市自治体に負担が生じないように確実に所要額を措置すること。
32. 農業従事者の減少は急速に進展し、平地と中山間地の二極化も著しく、地理的条件の不利を解消させる支援策を一層充実することや、新たな担い手の確保のための制度を継続し、十分な予算を確保すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

決議案第 2 号 防災対策の充実強化に関する決議（案）

令和 3 年 4 月 3 0 日提出

東海市長会

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国土強靱化の推進に向け、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、各種交付金等を確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債に加え、地方単独事業に地方財政措置を充実するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。
2. 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
3. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや溪流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
4. 近年の豪雨災害を踏まえ、河川監視カメラの増設や都市自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第 9 条第 4 項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

決議案第3号 G I G Aスクール構想に関する決議（案）

令和3年4月30日提出

東海市長会

「G I G Aスクール構想」については、都市自治体はすべての児童生徒に1人1台端末環境を整備し、令和時代のスタンダードを享受できるよう、学校のI C T化をさらに加速化させているところである。

しかし、将来にわたって発生する端末・校内ネットワークの整備・更新・維持・管理に係る都市自治体の事務負担及び財政負担やI C T教育に係る人材不足等の様々な課題に直面することが想定されるため、1人1台端末整備後においても、国において将来にわたり継続的に財政支援を行うことが必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. G I G Aスクール構想の実現は多額の財政負担を伴うものであり、実態を踏まえて基準単価を見直すこと。
2. 児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のI C T環境の維持・改善に必要な経費、端末の更新に係る費用についても、国の責任において必要な財政支援措置を継続して講じること。
3. 学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアは、運用上において必要不可欠であるため、これらに要する費用について、継続的かつ十分な財政支援措置を講じること。
4. I C T支援員やG I G Aスクールサポーターの配置水準を引き上げるとともに、これらの人材確保に係る費用について、財政措置を拡充すること。
5. 学校教育におけるI C T活用や家庭へのタブレット端末持ち帰りを積極的に進める上で、学習者用デジタル教科書は必須であるため、学習者用デジタル教科書普及促進事業について十分な財政措置を講じること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議（案）

令和3年4月30日提出

東海市長会

長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地域経済に甚大な影響をもたらし、医療体制についても依然として逼迫した状態が続いている。

国は、国民の生命と健康を守るため、あらゆる対策を講じているが、都市自治体においても、地域住民の安全・安心の確保や地域経済の再生のため、独自の支援策を講じるなど、全力で取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や経済活動の回復に向けた対策において、全ての都市自治体が十分な対策を講じるためには、国の財政支援が必要不可欠である。

よって、国においては下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国の対策に伴い生じる地方負担や、都市自治体が地域の実情に応じて実施する経済対策等の事業、また、経済活動の縮小等により見込まれる地方税収の大幅な減少に対する財政支援措置を講じること。
2. 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るには、地域の事業者への抜本的な事業再生が必要であり、事業継続に向けた、きめ細かで長期的・直接的な支援等、あらゆる財政支援措置を講じること。
3. 新型コロナウイルスワクチン接種の実施に当たっては、都市自治体の超過負担が生じないように、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。また、接種を円滑に推進するため、ワクチンの効果や接種体制、副反応等についての情報を速やかに都市自治体と共有し、医療従事者等の負担軽減についても配慮しながら、緊密な連携のために必要な措置を講じること。
4. 医療機関利用者の受診控えにより診療報酬が激減し、経営が逼迫している医療機関の安定的経営を確保するべく、必要な財源措置を講じること。また、新型コロナウイルス感染症陽性患者のベッド確保について、令和2年度に引き続き空床確保に伴う休止病床への財政措置を継続するなど、病院経営の支援を充実すること。
5. 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により税収減が見込まれる中でも、都市自治体の実情に合った行政サービスの提供を維持できるよう、引き続き十分な財政支援を行うとともに、事務全般の軽減等により都市自治体が効率的な行政運営を遂行できるよう、弾力的な対応を図ること。

6. 新型コロナウイルス感染症を抑え込むため、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うなど、治療方法の早期確立に向けた取組を推進すること。

説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。